

登録商標の使用の注意事項

(台湾国際専利法律事務所 商標部訳)

1. 前書き

わが国の商標制度は先願・先登録主義を原則として採用していることであり、それ故に、商標登録出願は使用の事実を条件としないが、商標の機能及び登録の目的は商標権を取得することだけでなく、消費者に商標と商品又は役務を連想させ、商標の出所識別、品質保証及び広告等の機能を実現し、商標の価値を高めるためには、実際に使用することも必要である。商標法は先に出願した者に商標権を付与することであるから、元々登録されていない商標が出願人の私有権利に転化するようになった。もし商標権者は単に登録を取得し、商標権利を占有するだけして使用していない場合、他人が商標登録出願する機会を減少させ、商標権の保護を目的に立法された商標法に違反するのみならず、商標が本来具有すべき機能と価値も失うことになる。

商標に対する商標権の使用の重要性に鑑み、わが国の商標法第 6 条は商標使用の定義が明文化されているとともに、同法第 57 条においては商標権者に対し登録商標の使用義務に係る規定を設け、商標登録後、法規定に基づいて使用すべきであることを規範としている。登録後引続き 3 年以上の不使用、その商標見本の一部の使用、又は変更し、付記を加えて使用するなどの第 57 条の規定に違反する使用行為がある場合、商標権廃止の事由を構成するものとする。又、商業情報の発達に伴い、取引形態及び広告宣伝方法が多様化し、商標の使用方式及び使用形態も大きく変化してきた。本注意事項は、商標権者に登録商標を正確かつ合法的に使用することを注意・指導し、商標権を有効的に維持することを目的として制定されたものである。証明標章、団体標章及び団体商標の使用においては、別途定める「証明標章、団体商標及び団体標章の審査基準」が適用されるので、本注意事項の討論範囲に含めないものとする。

2. 商標使用の定義及び熊様

商標法第 6 条は、「商標の使用とは、販売を目的として、商標を商品、役務又はそれに関する物件において使用し、又は平面画像、デジタル映像音声、電子媒体又はその他の媒介物を利用し、関連する消費者にそれが商標であると認識させるに足ることをいう」旨規定している。この条文から分かるように、商標の使用が認められるためには、少なくとも次の二つの要件を満たす必要があり、即ち (1) 使用者が主観上、販売を目的としなければならず、且つ (2) その使用が客観上、関連する消費者にそれが商標であると認識させるに十分であると認められる、とのことである。商標権者が登録商標の使用の事実を証明するときは、証拠として提出した事実は商業上の取引慣習に合致するものでなければならない(商標法第 59 条第 3 項の規定)。使用の方式とは、商標を商品、役務又はそれに関する



物件において使用し、又は平面画像、デジタル映像音声、電子媒体又はその他の媒介物を 利用し、その商標の使用態様を表し、関連する消費者にそれが商標であると認識させるこ とができるものをいう。

2.1 商標を商品について使用する

商標を商品について使用するというのは、主に商標を商品上或いは商品の包装、容器、張り紙、説明書、価格表、ラベル、広告カタログ等の物件又は書類に標示する、又は平面画像、デジタル映像音声、電子媒体或いはその他の媒介物等の方式を利用することによって、その商品の販売促進を行うことである。それ故に、商標を直接商品或いはその包装、容器に標示するといった典型的な商標の使用形態のほか、雑誌、テレビなどの広告媒体に商標を標示する場合、近い将来市場に登場し、或いは既に登場した商品を販売促進することであるから、商品とは結合していないが、商標の使用に該当する。例えば、製薬業者が薬品の商標を錠剤、包装箱、成分説明書、ポスター、宣伝ビラなどの物件又は書類に標示する、又はインターネット、テレビ、ラジオ放送、新聞紙類、電子看板に広告を掲載、放映する、又は製品発表イベントを開催することによって、その製造販売する薬品の販売促進を行うことである。

2.2 商標を役務について使用する

商標を役務について使用するというのは、他人に労務を提供するために、商標をその 提供する役務の営業上の関連物件又は書類について使用し、又は平面画像、デジタル映像 音声、電子媒体或いはその他の媒介物等の方式を利用することによって、その役務の販売 促進を行うことである。例えば、飲食業者がその提供する飲食役務を表彰するために、商 標を営業看板、従業員の制服、ディナープレート、メニュー、価格表、名刺などの飲食役 務に関する物件又は書類に標示し、又はインターネット、テレビ、ラジオ放送、新聞紙類、 電子看板に広告を掲載、放映する、又は美食展覧会に参加することによって、その提供す る飲食役務の販売促進を行うことである。又、例えば、デパート又は量販店などの業者が その提供する小売り役務を表彰するために、商標を営業看板、フロアガイド、販売コーナ 一の吊り看板、従業員の制服、ウィンドウディスプレイ、陳列棚、ショッピングカート、 ショッピングバスケット、ショッピング袋、キャッシュレジスター、レシート、商品カタ ログなどの小売り役務に関する物件又は書類に標示する、又はインターネット、テレビ、 ラジオ放送、新聞紙類、電子看板に広告を掲載、放映する、又はアニュアルセール、セー ルイベント等を開催することによって、その提供する小売役務の販売促進を行うことであ る。但し、役務を表彰するための商標を商品又はその包装容器に使用することにより、見 る者が当該商品の販売促進であると認識した場合、その提供する役務の商標使用に該当し ない。例えば、量販店の業者が総合性商品の小売り役務を提供する場合、通常の店舗で自 家ブランド商品を陳列販売することは商品の販売促進を目的とするものであり、当該商品 に商標を標示することはその提供する役務の商標使用ではない。

役務商標の使用は他人に実際に労務又は活動を提供し、且つ自己商品の販売時に提供



する必要な関連サービスとは異なるものでなければならない。もし役務商標が提供するサービスは専ら自己の事物又は商品のためのものであり、一般不特定の多数人に対し提供するサービスではない場合、当該役務商標を使用した事実があっても、合法的な使用とは認められない。例えば、商標は「輸出入に関する業務の代理」を指定して登録された場合、当該サービスが他人に代わって輸出入に関する業務の代理を行うことであり、もし登録商標を自己商品の輸出入に使用すれば、当該商標をその指定役務「輸出入に関する業務の代理」について合法的に使用しているとは認められない。

3. 登録商標使用の認定

商標権者が登録を受けて取得した商標権の範囲内で使用しなければならず(商標法第29条第1項)、即ち登録を受けた商標見本を指定した商品又は役務について使用しなければならない、ということである。登録商標使用の認定は、使用者が販売を目的として、商業取引の過程において確かに当該商標を使用するかどうか、及び関連する消費者にそれが商標であると認識させ、それによって他人の商品又は役務と区別させるに足りるかどうかにより判断するものである。

3.1 主体

3.1.1 商標権者

登録商標は原則として、商標権者自身が使用するものとする。商標権者は会社でも、商社でも、自然人などでも良いが(商標法第 2 条)、会社は代表者とは別個の権利主体に属し、代表者が A 商標権を所有している場合、会社による A 商標の使用は代表者による A 商標の使用とは別個の使用行為に属するものであるから、会社による A 商標の使用を代表者による A 商標の使用として認めるには、代表者から使用許諾を受けていることが必要である(商標法第 57 条第 1 項第 2 号但し書後段の規定)。独資企業の場合は、その権利主体が独自経営の責任者であるから、独資商社の名義で商標権を取得するか、責任者の名義で商標権を取得するかにかかわらず、その使用証拠を権利者が登録商標を使用したことの証拠として採用することができる。

3.1.2 使用権者

登録商標は商標権者の同意を得た人によって使用されることも可能である。例えば、使用許諾の設定登録により、使用権者によって使用されることである。商標権者が商標権を他人に使用許諾を設定した場合、合法的に登録商標を使用することが認められるべきである。言い換えれば、使用許諾設定登録を通じて登録商標を他人に使用させた場合、使用権者の使用が商標権者の使用と見なすことができる。もし商標権者又は商標権者の同意を得た人の使用でなければ、登録商標の合法的な使用とは認められない。

使用権者が登録商標を使用するときは、商標法第33条第4項の規定により、使用許諾の標示をしなければならない。もし使用権者が使用許諾の標示という規定に違反した場合、期間を限定しこれを是正するよう通知し、期限を超えても是正されないときは、商標法第

TIPED Attorneys-at-Law

· 合灣國際專利法律事務所

34条の規定により、その使用権廃止の事由を構成するものとする。又、商標使用許諾をもって第三者に対抗するには、当局に登記することが必要であるが、商標使用の有無は事実認定の問題であるから、たとえ商標権者が他人に使用を許諾することが当局に登記されなくても、使用権者が商標を使用していると認めるに足りる事実があれば、商標権者の合法的な使用と見なすこともできる。

3.2 客体

商標法でいう商標権の角度から見れば、商標使用の客体は登録された商標とその指定 商品又は役務である。従って、商標法第57条の規定でいう商標の使用の有無及び不使用に よる廃止事由への該当の有無は、登録商標及びその指定商品又は役務に対するものである。

3.2.1 商標見本

登録商標の使用は登録された商標見本全体を使用するのが原則である。但し、実際に使用している商標態様と登録商標とが完全に同一ではないが、一般の社会通念によりその同一性が失われていないときは、登録商標を使用していると認めることができる(商標法第58条第1項の規定)。同一性とは、実際に使用している商標と登録商標は形式上完全に同一ではないが、実質上は、登録商標の主要な識別特徴に変化を生じることなく、一般の社会通念及び消費者の認知により、消費者に元々の登録商標と同一であるとの印象を生じさせ、両者が同一の商標であると認識される場合、同一性を有するものであり、登録商標を使用していると認めることができる。もし商標見本において人の注意を引く部分を削除したことにより、元々の登録商標とは顕著な差異が生じ、一般の社会通念及び消費者の認知により、消費者にそれと登録商標とが同一の商標であると十分に認識させることができなければ、同一性を有しないものであり、登録商標を使用しているとは認められない。

3.2.1.1 同一性を有する

実際に登録商標を使用する際、商標見本の大きさ、割合、書体又は書字方向のみを変更することは通常形式上僅かな差異であり、その同一性は失われていない。但し、実際に同一性を有するかどうかについては、一般の社会通念及び消費者の認知により、具体的な個別案件ごとに認定すべきである。以下の(1)~(3)の事例は原則として同一性を有するものであり、登録商標の使用と認められる。

(1) 商標見本を構成する文字の書字方向のみ変更

登録商標(横書き)

実際の使用熊様 (縦書き)

显都

亞都



(2) 商標見本の書体のみ変更

a.元々の登録商標は漢字を標準文字で表したものであるが、実際に使用されている書体 は隷書体である

登録商標

実際の使用態様

香草集 香草集

b.元々の登録商標は大文字であるが、実際に使用されているのは小文字である 実際の使用態様



baby care

(3) 商標見本の附属部分(要部ではない)のみ変更

登録商標

実際の使用態様





(4) 登録商標の色彩のみ変更

登録商標の使用は登録された商標見本の色彩を以って使用しなければならない。登録 された商標見本の色彩を変更して使用することが同一性を有するかどうかについては、実 際の使用状況を個別案件ごとに判断すべきである。原則上、白黒の登録商標において実際 には他の色を使用した場合、一般の社会通念及び消費者の認知により、単なる形式上の相 違に過ぎないものであり、実質上、登録商標の主要な識別特徴を変更することがなければ、 登録商標の使用と認められる。但し、白黒以外の色を使用し、且つその色彩が当該商標見 本の主要な識別特徴とする登録商標(実務上、カラー商標と称する)において、実際には 白黒又は他の色を使用する場合、一般の社会通念及び消費者の認知により、実質上、登録 商標の主要な識別特徴を変更したものであれば、同一性を有せず、登録商標の使用とは認 められない。

登録商標(白黒)

実際の使用熊様 (カラー)

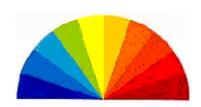




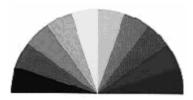
(登録商標の使用と認められる)



b. 登録商標(カラー)



実際の使用態様(白黒) (登録商標の使用とは認められない)

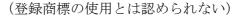


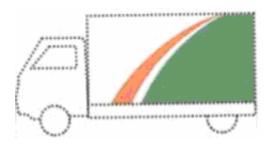
(5) カラー商標の色彩を変更

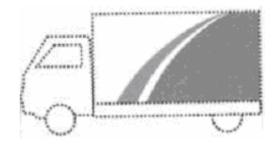
カラー商標は色彩を主な特徴として単一色又は色彩の組合せによって構成されるものであり、その図案の描写により特定の場所に色彩を施してある。従って、色彩はその商標見本の主要な識別特徴となり、もし実際には白黒又は他の色を使用する場合、一般の社会通念及び消費者の認知により、実質上その商標見本の主要な識別特徴を変更したものであるから、同一性を有せず、登録商標の使用とは認められない。

登録商標 (カラー)

実際の使用態様 (白黒)







3.2.1.2 部分的使用

実際に登録商標を使用する場合、その商標見本全体を使用すべきであり、その一部を 単独で使用してはならない。その一部のみを使用する場合、登録商標の使用とは認められ ない。

例えば:

登録商標

実際の使用態様(登録商標の使用とは認められない)



寶島 FORMOSA

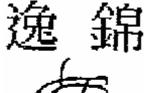
FORMOSA

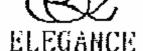
もしその商標見本の一部を商標として単独で使用しようとすれば、商標法の規定により当該単独の部分をもって登録出願しなければならない。例えば、輸出業者は元々漢字と外国語を組み合わせた結合商標として登録出願したが、商標構成中の外国語の部分のみを単独で輸出商品に使用する意思があった場合、漢字と外国語による結合商標を外国語単独で使用することが商標法第57条第1項第2号所定の商標登録取消事由に該当すると認められることを避けるために、関連法令により外国語の商標を単独で登録出願しなければならない。

例えば:

登録商標

実際の使用態様 (登録商標の使用とは認められない)







(2) 商標の一部をそれぞれ異なる物件に使用する

もし登録された商標見本が漢字と外国語とを結合したものであれば、当該漢字と外語を併せて使用しなければならず、異なる物件において登録商標の構成の一部をそれぞれに使用することは、結合商標の使用とは認められない。例えば、漢字と外国語とを結合した登録商標の場合、商品のパッケージには漢字だけを、商品のガラス瓶には外国語だけを使用すれば、異なる物件において登録商標の一部をそれぞれに使用するものであるから、元々の結合商標の使用とは認められない。

3.2.2. 商品又は役務

登録商標を実際に使用する商品又は役務は、登録を受けた指定商品又は役務と一致しなければならない。登録後引続き 3 年以上、登録商標を指定商品又は役務について正当な理由なく使用していないときは、商標法第 57 条第 1 項第 2 号の規定による廃止の事由を構



成するものとする。その他、同法第 4 項の規定によると、廃止の事由が登録商標の指定商品又は役務の一部のみに存在するときは、当該部分の商品又は役務についてその登録を廃止することができる。それ故に、もしその中の一部の商品又は役務のみに使用した場合、使用していない部分の商品又は役務において廃止事由を構成するものとする。従って、登録商標を使用する際、実際に使用する商品又は役務の範囲が登録を受けた指定商品又は役務と一致するかどうかについて、特に留意すべきである。

例えば:

- (1) 化粧品を指定商品としており、実際にコンパクトパウダーなどの類似商品について 使用する場合、当該登録商標の化粧品についての使用として認められる。
- (2) 薬品を指定商品としており、実際には動物用薬品について使用する場合、動物の病気に対する治療、矯正を目的とし、農業委員会の承認を受けた薬品と人間の病気に対する治療を目的とし、衛生署の承認を受けた人体用薬品とでは用途、機能を異にするものであり、類似の商品に属しないので、動物用薬品についての使用が当該登録商標の人体用薬品についての使用とは認められない。
- (3) 銀行を指定役務としており、実際にクレジットカードの発行サービスについて使用 する場合、当該登録商標の銀行についての使用として認められる。
- (4) 薬剤調製を指定役務としており、実際には各種の病理検査について使用する場合、 薬剤調製と病理検査の両者が提供する役務の内容及び専門技術は全く異なるもの であるので、当該登録商標の薬剤調製についての使用とは認められない。

実務上、疑問となるのは登録商標を景品に使用することであり、景品に標示されている商標が登録商標の使用に該当するかどうかの判断は、依然商標法第6条に規定する商標使用の定義により行うものとする。言い換えれば、使用者が商標を標示した行為は、主観的に商品の販売を目的として、商業取引の過程において実際に商標を使用するかどうかであり、商標使用の結果は客観的に関連する消費者にそれが使用者が商品の販売に際して使用する商標であると認識させるということである。

もし景品は広告、販促手段だけに用いられ、景品商品を販促するためのものでなければ、関連する消費者はそれが景品商品の商標であると認識することはあり得ないので、景品商品の商標の使用に該当しないものとする。

例えば:

甲デパートは記念セールを PR するバルーンを街中で配り、且つバルーンには甲デパートの A 商標が表示されている。バルーンを街中に配った行為は「バルーン」を販売するためではなく、「バルーン」を広告の媒介物として甲デパートが提供するデパート役務の販売促進を行うためであるので、甲デパートがバルーンに A 商標を標示したことはデパート役務の商標の使用であり、バルーン商品の商標の使用ではない。

3.3.期限



商標登録後、商標権者は 10 年間の商標権を有する(商標法第 27 条の規定)。10 年の存続期間が満了したものは更新登録することができ、毎回の更新期間は 10 年とし、且つ更新回数の制限はない。但し、商標登録後、法に則り使用しなければならず、正当な事由なくして不使用又は使用の停止が 3 年を経過したものは、商標法第 57 条第 1 項第 2 号の取消事由を構成する。

商標法第57条第1項第2号の規定による「正当な事由」とは、商標権者が実際的な障害又はその他当社の責に帰すことのできない事由のため、登録商標を使用することができない状態になったことを指す。その情況は以下の通りである:

- (1) 薬品の発売前に必ず医薬行政の主務官庁に申請しなければならず、その審査を通過して初めて市場への出品が可能になる。審査通過前であれば不使用の正当な事由として認められる。
- (2) わが国では中国産の酒類商品の輸入、販売は禁止されているため、不使用の正当な事由として認められる。
- (3) 海運の途絶、原料の欠乏又は自然災害により工場の建物・機械に重大な損害を受け、一時期製造又は販売を中止した場合は、不使用の正当な事由として認められる。

登録商標が仮差押さえの禁止処分を受けた場合は、商標権者に移転又はその他の処分を禁止するのみであって、商標の使用を禁止するわけではなく、商標権者は依然使用し続けるべきであるので、不使用の正当な事由として認められない。

3.4.地域

商標は属地主義の原則に則り登録されたものであるから、商標権の使用及び排他的効力はわが国の領域内とされる。従って、商標の登録後における使用有無の判断は原則として、商標権者又はその使用同意を得た者がわが国の領域内において登録商標の指定商品又は役務について使用したか否かを判断するものとする。但し、下記情況があれば、たとえわが国の領域内で製品の販売が行われていないにしても、登録商標の使用として認められる。

3.4.1.輸出

商標法第6条の規定による「販売の目的」とは、不特定の者に対して自由に販売を行う行為を指す。又、販売市場の地域的範囲は、国内市場における販売及び国内からの輸出を含むものとする。その中の「輸出」とは商品をわが国の領域から送付することを言い、その後に続く商業取引行為は国外の市場において行われるものであるが、商標法第58条第2号の規定により、輸出目的の商品又はそれに関連する物件に登録商標を標示することは、登録商標の使用と認められるべきである。

その他、商標権者が外国人である場合、例えば甲がA商標商品の製造を乙に委託し、 それを本国又は第三国に輸出し販売することは、貿易上で俗にOEM(委託加工製造)又は ODM(委託設計製造)と呼ばれる商業行為である。当該商品は直接わが国の国内市場では 販売されないが、わが国で製造されることは確実であり、斯様な商標の使用方式が国内業



者が国際貿易に従事する商業交易上の習慣に合致するものでもあるので、甲の輸出行為をA商標の使用として認めることができる。

3.4.2.インターネット の使用

インターネットの使用とは、商標の使用者がその商品又は役務を PR するため、情報 を迅速に伝達するインターネットの機能を利用し、ウェブページで商標を使用することに より、ウェブサイトを閲覧させ、商品の購入へと消費者を引き付けることを指す。インタ ーネット上での商標使用は登録商標を使用している証拠の一つとすることが可能であるが、 国境のないインターネットに対して、インターネットにおける商標の使用を登録商標の使 用証拠とするには、その使用が商標法第6条の規定による商標使用の定義に合致しなけれ ばならない。即ち、使用者が主観上わが国の市場での販売を目的としてウェブページ上に 登録商標及びその指定商品又は役務を明示することは、使用者が商業取引の過程において 本当に登録商標を使用し、且つその使用が関連する消費者にそれが商標であると認識させ ることを認めるに足りるものでなければならない。インターネット上のドメイン名を例に みると、もし登録商標を使用するウェブページのトップレベルドメインに中国語ドメイン 名を表す".tw"と表示すれば、原則上使用者がわが国の市場での販売を目的とし、わが国 の国内消費者を対象としていると認めることができる。もし他国を示すドメイン名であれ ば、ウェブページの内容がいっそうわが国の市場での販売を目的とし、台湾国内の消費者 を対象とすることを証明する必要がある。例えば、ウェブページ上に登録商標及び登録商 標を付した商品の販売が明示され、且つ台湾の消費者に配達サービスを提供し、又はウェ ブページに中国語繁体字のオプションがある等。インターネットにおける登録商標の使用 資料が商標法第6条の規定による商標使用の定義に合致するか否かを判断するには、以下 の要素も考慮される(但し、これらに限られるものではない):

- (1) 消費者が果たして当該ウェブページを見たか、又は当該ウェブサイトにより提供されている情報を通じてその商品を購入、又はその提供される役務を受けたか。
- (2) 使用者が果たして国内でアフターサポートを提供しているか(例えば、保証或いはメンテナンス)、又はわが国の人々とビジネス関係を構築しているか、又はその他の商業活動に従事しているか。
- (3) 使用者が果たしてウェブページ上にわが国の国内住所、電話番号又は消費者が直接使用者に商品を発注できるその他の連絡方式を表示しているか。
- (4) その提供する商品又は役務が果たしてわが国で合法的に引き渡されているか、価格が 台湾ドルで表示されているか。

国外ドメイン名のインターネットにおける商標の使用のみをもって登録商標の使用証拠とする場合、上述の関連要件に合致するものとなっているか留意しなければならない。例えば:

商標権者は国内の消費者がインターネットを通して当社に商品を発注したことを証明する 書類として、わが国の消費者がインターネット又はファックス書類により発注した商品の



伝票、領収書、ショッピングサイトの商品カタログ等を提出すれば、商標権者が登録商標 を使用していたことを認めることができる。

3.5 証拠

3.5.1 商標の標示

商標使用の有無は事実の問題であり、商標取消審判案件では、商標法第59条第2項の規定により、答弁の通知が送達されたときは、商標権者は登録商標の使用の事実を証明しなければならない。従って、商標権者は通常の商取引又はその他の商業活動に従事の際、常に登録商標の使用証拠を保存しなければならない。登録商標の使用を証明するために、以下の使用証拠を提出することができる:商標見本を標示している商品の実物、写真、包装、容器、看板製作の発注書、インテリア費用の領収書、契約書、納品書、輸出申告書、広告、カタログ、ポスター、宣伝チラシ等の物品又は商業文書、若しくはサービスマークを標示している営業書類、営業場所の写真等並びにサービスの提供により得られる収入の証明、例えば統一発票、領収書、見積書等又は広告証明書類。

非伝統的な商標の使用証拠は前述した一般的な商標の使用証拠とほぼ同一である。立体商標は三次元空間を具える長さ、幅、高さから構成された立体形状を商標として登録したものであり、その使用証拠は登録された立体形状の使用態様を表し、且つ関連する消費者にそれが立体形状の商標であると認識させるに足るものでなければならない。着色商標は単一色又は色彩の組み合わせを商標として登録したものであり、その使用証拠は登録を取得した着色商標を表し、例えば実際に施された色彩、色彩を施した物件、位置等、関連する消費者にそれが着色商標であると認識させるに足りるものでなければならない。音声商標は音声を商標として登録したものであり、その使用証拠として、音声商標の使用証拠を録音又は記録した録音テープ、ビデオテープ、DVD、テレビ広告の放送明細表等、関連する消費者にそれが音声商標の証拠であると認識させられるものを提出することができる。楽譜は単なる音声商標の記述だけであり、音声商標の実際の使用態様を直接放送できないので、音声商標の使用を証明する唯一の証拠とすることはできない。

3.5.2 標示の日付及び使用者

登録商標の使用証拠には登録商標、日付及び使用者の標示、又はそれが登録商標、日付及び使用者であると認識できるその他の補助資料、又は使用証拠を照合して登録商標の使用を認定するに足りる客観的証拠があるべきである。例えば:雑誌に広告を掲載する場合、一般的に雑誌の表紙又は裏表紙に発行日が記載され、広告ページに販売対象となる商標商品及び製造業者が標示されている等。もし証拠資料に日付の表示がなければ、例えば:カタログ、ポスター広告には通常日付の表示がないので、照合できる関連証拠資料、例えば印刷会社が発行した印刷日の証明書等を別途提出しなければならない。又、統一発票(領収書)の品名欄に商品名称が記載され、登録商標の標示がない場合において、商品の規格を記載しており、照合できる商品カタログ等があるときは、商標権者が当該商標の商品を販売したことを証明することができる。



例えば:

輸入申告書の「貨物名称、商標名、規格等」欄に注記される商品のブランド (BRAND) は、一般的な商習慣及び市場取引では、輸出業者が製造販売する商品を表彰する商標である。もし商標権者が国外の業者に自己の商標の製品の製造を委託し、これを国内に輸送し市場で販売した場合、一般の経験則及び商取引習慣により商標権者に当該登録商標の使用があると認めるに足る、照合できる製造委託契約書等の関係証明書類を提出しなければならない。

3.5.3 商取引習慣 との一致

提出される登録商標の使用証拠は商取引習慣に合致するものでなければならず(商標法第59条第3項の規定)、虚偽のものであってはならない。

例えば:

商標権者が国内新聞紙の広告ページを証拠資料として取り上げた場合、それは登録された 商標見本及びその指定商品又はサービスを掲載したものであるから、一般社会通念及び市 場の取引慣習によれば、販売を目的として商業上その経営する商品又は役務を PR するも のではないので、斯様な情況では登録商標の使用に該当しない。

	Ann	潔莉安	JOY	MSE
115	农內總 服衣子服 水、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 整護 養殖 大子子中、 養力 大子子中、 養力 大子、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	衣服、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	根衣子服衣子带子 被 水、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	衣內裙內 根 校 子 服 衣 子 服 子 子 子 子 , 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
妙欣	I&Q	爱之船	馨韻	Sinda
衣內, 被形式 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化	衣服、概形、概形衣服、概形衣子、 概形衣子、 等等、 翼带、 翼中, 。	衣服、 觀彩、 內 被表子、 被表子、 。 数本子、 数本子子、 数本子子、 数本,	衣內裙 領	衣服、概念、、 內, 被受不 不不 不不 不不 不 不 不 不 不 不 不 不 不
海拉斯	捷莉	蒂華納	Rose	美樂思
衣服、、、、 概形表子帶子 被形服子、、、 整子服子、、。 整子、、、。	衣内, 被走神, 领轨, 被走神, 领轨, 不及, 不不, 不, 不	衣服、概衫、 內衣不不 一般不 一般不 一般不 一般不 一般不 一般不 一般不 一般不 一般不 一	在內禮子服衣子服衣子服衣子服子子巾。 、、、、、、、、、 、、、、、、 、、、、 、、、 、、、、 、、、 、、	衣內, 總統衣, 、、 、、、、、 、、、、、、、 、、、、、、、、、 、、、、、、、 、、、、、
Lady	蒂華納	PHOENIX	仙蒂	○○○服飾
衣內裙西鞋 被 成 衣 子 服 衣 子 服 衣 子 服 衣 子 服 衣 子 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	衣內裙 領 表 不 內 裙 領 表 不 內 裙 領 表 不 不 不 等 子 巾 、 《 《 条 子 巾 。	衣服衣子 來 來 來 來 來 來 來 來 來	Sandy 衣服、概形不 不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不 不不不不不不不不	股份有限公司 台北市〇



登録商標の使用を他人に許諾する場合は、被許諾権者の使用証拠を提出することができ、被許諾権者による登録商標の使用は商標権者による登録商標の使用と見なすことができる(商標法第57条第1項第2号但書の規定)。正当な事由があって登録商標を使用できず又は使用を停止している場合は、どのような正当な事由があるのか説明し、且つそれを証明する関係書類を提出しなければならない。正当な事由の説明に関しては、本注意事項の3.3.を参照下さい。

4. 登録商標の登録取消となる情況

商標登録後、商標権者は自己の権利を守るため、継続して合法的に登録商標を使用しなければならない。ずっと使用しておらず、又は引続き3年以上使用しておらず、又は変更・付記を加えて使用する等の次に掲げる情況の一つに該当するときは、商標の取消事由を構成する可能性がある。

4.1.三年間の不使用

商標登録後、正当な事由がなく使用しておらず、又は連続して3年以上使用していないときは、商標法第57条第1項第2号の取消事由を構成する。但し、商標の不使用は消極事実であるから、第三者が登録商標の不使用を証明することは非常に困難である。従って、商標取消案件では、請求人は商標権者が当該条項に規定する不使用に該当する合理的疑いがあることを証明しさえすれば、その立証責任が商標権者に転換される。商標法第59条第2項の規定により、答弁の通知が送達されたときは、商標権者はその登録商標の使用の事実を証明しなければならない。「正当な事由」の説明に関しては、本注意事項の3.3.を参照下さい;「使用証拠」の説明に関しては、本注意事項の3.5を参照下さい。

4.2.変更・付記を加えた使用

商標権者が登録商標本体の文字、図形、色彩等を変更し、又は他の文字、図形、色彩等を付記したことにより、同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標と同一又は類似し、関連する消費者に商品の出所又は製造者について誤認混同を生じさせる恐れがある場合、商標法第57条第1項第1号に規定する登録取消事由を構成する。例えば:

(1) 紅馬及び図形 REDHORSE」商標の場合、商標権者が変更・付記を加えて使用した係争商標見本 は二重円の中に馬の頭の図形が描かれ、二重円の外枠の上方に「STAINLESS」の欧文字を、下方に「RED HORSE」の欧文字を配したものとなり、争議の「ZEBRA & Zebra Head Device」商標とは類似し、且つ弁当箱等の同一又は類似の商品について指定しているので、関連する消費者に混同誤認を生じさせる恐れがある。商標法第57条第1項第1号の規定によりその登録を取消した。

登録商標 変更・付記を加えた使用

争議商標









(2) 「FLYANT 及び図形」商標の場合、商標権者が白黒の蟻の図形を赤色の蟻の図形に変更し、且つ蟻の特色ある羽の部分を故意に弱め、衣服と同一色を施した(下図のようにブルーの衣服には赤色の蟻の図形が刺繍されており、当該蟻の羽の色は衣服と同じブルーである)。又、元々の登録商標における蟻の図形は蟻が右に進行している様子であるが、商標権者の変更後の使用では、商標見本が左に進行している赤蟻の図形となり、争議の「per GIB 及び図形」商標における赤蟻の図形とを比較すると、両者の配色が同一であり、且つ蟻が左に進行しているという点においても共通し、更にコート等と同一の商品について指定しているので、関連する消費者に混同誤認を生じさせる恐れがある。商標法第57条第1項第1号の規定によりその登録を取消した。

登録商標

変更・付記を加えた使用

争議商標







左に進行している 赤蟻の図形。

4.3.普通名称化

商標登録後、商標権者が不当に使用し、又は第三者が商品の名称として使用することを甘受したことによって、当該商標が指定商品の普通名称となっている場合、商標の識別機能を喪失したとして、商標法第57条第1項第4号に規定する登録取消事由を構成する。従って、登録商標を使用する際には、登録商標を商品の名称、代名詞又は同義語として使用することは避けるべきである。登録後に商標が普通名称化してしまう原因は、独創性を持つ当該登録商標を付した商品が市場で高く評価され、消費者が購買時に登録商標を商品の呼び名とし、或いは業者が類似商品の発表時に当該登録商標によりそれを呼称すること



である。そのうちに当該商品の代名詞として消費者又は業者に普通に用いられ、商品の出 所表示機能を失わせ、消費者が商品の出所を認識することができないものとなっていくの である。

登録商標が指定商品の通用名称となることを避けるには、参考となる使用方法の一つ として商標と商品の名称とを併せて使用し、商標を商品の出所を表示(記述)するための 「形容詞」として使用することであり、例えば:大同炊飯器、黒松沙士等である。又、開 発に成功した新製品が、特に当該分野の先駆となった場合、消費者がこの新製品をどう呼 んでいいのか分からなくて直接当該登録商標によりそれを呼称することを避けるため、発 表時に当該商品の名称を消費者に的確に知らせなければならない。例えば:「NESCAFE」 インスタントコーヒー を発表する際、「NESCAFE」の商標名を標示すると同時に、「イ ンスタントコーヒー 」 も商品の名称として 標示することにより 、消費者がこの商品を 「NESCAFE」という商標で呼ぶことを避けることができる。次に、商標が商品の普通名 称となったか否かを判断するには主に、当該商標が消費者の心に残っている印象と主要な 意味が製造者又は商品の名称であることがあげられる。従って、登録商標の使用の際、消 費者の注意を引き、それが商標であると認識してもらうため、できるだけ明らかな形で商 標を標示すべきである。又、わが国の商標法では、登録商標を実際に使用する際、登録済 み商標を意味する®マーク等を付記しなければならないという明文規定がないが、実際使 用時に、登録商標に®マークを付記することは、消費者にそれが登録商標であると認識さ せることを強化し、指摘する方法とすることができる。その他、商標権者が積極的に他人 の登録商標を不当に使用する行為を止めるように行動することも、自己の商標権益を維持 するための重要な手段である。

例えば:

「猫眼」商標は各種の自動車、オートバイ及び自転車用の反射鏡、尾灯を指定商品とするものである。取消審判の請求人が証拠として提出した「技術尖兵」雑誌及び Google 検索エンジンの検索結果によれば、「猫眼」は既に道路の夜間反射標記又は反射器の製造業者が普通に使用する名称となっており、商標が具備すべき識別機能を失っているので、商標法第57条第1項第4号の規定により、「道路標示用の各種反射器、反射灯」商品についてはその登録を取消した。

猫眼

4.4.公衆に商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信を生じさせる恐れ

登録商標の使用は登録を取得した商標見本及びその指定商品又は役務にに基づき使用 しなければならない。因みに、登録商標を不当に使用し、公衆に指定商品又は役務の性質、



品質又は産地について誤認、誤信を生じさせる恐れがある場合、商標法第 57 条第 1 項第 5 号に規定する登録取消事由を構成する。

例えば:

「慈愛有機商行及び図形」商標は農産物、食品及び飲料、有機食品の小売りを指定役務とするものである。当局は商標権者である「慈愛有機商行」で生産されるオレンジから残留 農薬が検出されたことで、その登録商標の使用がその商標見本における「有機」という表示に一致しないと認め、公衆にその商品又は役務の性質、品質に農薬が残留する恐れがないと誤認誤信させ、誤って購入し、正常な取引秩序に影響を与えるものとしてその登録を取り消した。



5. その他の注意すべき事項

商標態様としての使用でないこと、権利不要求を含む登録商標を使用すること及びライフサイクルの短い製品の登録商標を続けて使用しないことは実務上よく起こる問題である。これらについて次に説明する。

5.1.非商標形態使用

5.1.1.会社名 の完全表記

会社名は営業主体を代表するものであるから、商品又は役務の出所を表彰するとともに、これにより自他の商品又は役務を区別する商標とは性質が異なる。会社名の要部を登録商標見本として出願したものの、実際使用時に会社名の完全表記を普通の使用方式で商品上、商品のパッケージ又はその他営業上の関連物件又は書類に標示した場合、会社名としての使用であり、登録商標の使用に該当しない。

5.1.2.装飾図案

装飾図案は商品外観の装飾的な模様であり、原則上商標の使用に該当しない。使用者が登録商標を装飾図案として使用していることは、一般社会通念及び関係消費者の認知により、関係消費者にそれが商標であると認識させることができない場合、登録商標の使用ではない。商標としての使用に該当するか否か、又はただ単純に装飾図案を表すものであるかは、関連分野の業者の標示習慣、標示方式及びその標示位置と関係する。例えば:アパレル業者は通常、襟、ポケット、袖、胸等の部位に商標を標示し;スポーツシューズ業者は通常、シューズの両側面に商標を標示している。同業者の標示習慣に合致する使用証拠は、登録商標の使用として認められる可能性が比較的高い。

関連消費者の認知度も装飾図案が登録商標の使用証拠として認められるか否かを判断 する重要な要素の一つである。例えば: 鞄の外観から展開する連続的な装飾図案は元々識



別性を有するものではないので、商標として登録することができない。 鞄業者が長期間にわたって広く使用したことにより、関連消費者にそれが商標であると認識させるに足りるものである場合、後天的識別性を取得したものとして登録された。登録後、鞄商品の実物を使用証拠として提出した場合、登録商標は鞄全体の外観に使用されており、無限延長の連続的な装飾図案を表しているが、関連消費者は既にそれが商標であると認識しているので、登録商標を使用した証拠とすることができる。

5.2.権利不要求 を含む登録商標 の使用

登録商標は文字を図案化したものであり、設計を施していない文字につき権利放棄を 声明した場合、実際に使用する際には、図案化された登録商標を使用しなければならず、 図案化された登録商標を使用して始めて、当該登録商標の使用として認められる。 例えば:

(1)

登録商標

実際の使用態様(登録商標の使用とは認められない)





「コーヒー、コーヒーからなる飲料、ココアからなる飲料」等を指定商品とするものである;商標見本にある「設計を施していない CAFE」につき権利放棄を声明した。

(2)

登録商標

実際の使用態様(登録商標の使用とは認められない)

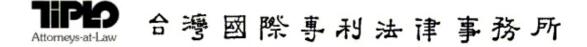




「喫茶店、飲食店、軽食店、アイスショップ」等を指定役務とするものである;商標見本にある「設計を施していない『鮮果汁』」につき権利放棄を声明した。

5.3.ライフサイクル が比較的短い商品の登録商標

商標登録料を 2 期に分けて納付するときは、商標法第 26 条の規定により、指定期間内 (登録公告日から起算して第 3 年の満了日前 3 ヶ月以内) に納付し、又は指定期間満了後 の 6 ヶ月以内に倍額納付しなければならず、前述の期間内に納付しないときは、その商標権は消滅する。従って、ライフサイクルが比較的短い商品の商標に関し、3 年期限の満了時に当該登録商標を使用しないことにした場合には、第 2 期の登録料を納付しないことが



できる。